

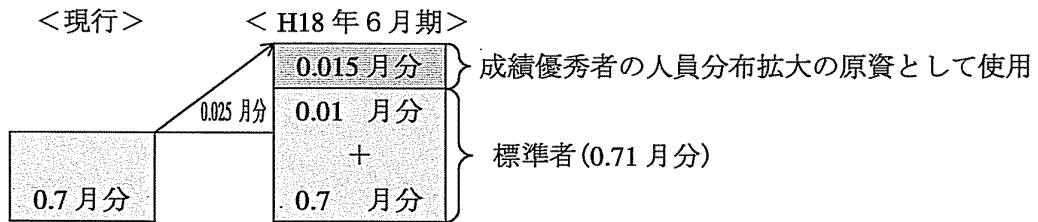
勤勉手当成績率の運用について (案)

職員課

○人事委員会勧告 (平成17年10月)

- ・平成18年度から、勤勉手当の支給割合を年0.05月分(6月・12月の各期0.025月分) 引上げること
- ・勤勉手当への勤務実績の反映について、成績優秀者の人員分布を拡大すること

【イメージ図(一般職員の標準者)】



◎変更案 (平成18年6月期以降適用)

基本的な考え方(素案)：成績率の上位区分について配分を変更(下位区分は現行どおり)

→ 成績優秀者への配分を増

職員割合(目安)も公務能率評定の状況を考慮し、同程度に設定

一般の職員

<現行>			<改正案>		
区分	成績率	職員割合(目安)	区分	成績率	職員割合(目安)
1	0.85		1	0.90	
2	0.75	10%	2	0.80	30%
3	0.70	86%	3	0.71	66%
4	0.55	4%	4	0.55	4%
5	0.40		5	0.40	

※戒告：0.50
 減給：0.40
 停職：0.30

(参考)勤務成績区分状況(一般職員)

(単位：%)

勤務成績区分		1	2	3	4	5
H17.12 勤勉手当	職員割合	0.4	8.2	88.6	2.4	0.4
H17 勤務評定	職員割合	1.3	27.5	65.8	4.9	0.4
	実績総合(仕事の成果、人材育成等)	1.3	30.1	61.2	7.0	0.4
	取組姿勢総合(積極性)	1.5	38.5	54.9	4.8	0.3